

Q



今回の改正で教育資金や結婚・子育ての一括贈与が非課税になる制度について改正が行われたそうですが、その内容を教えてください。

A

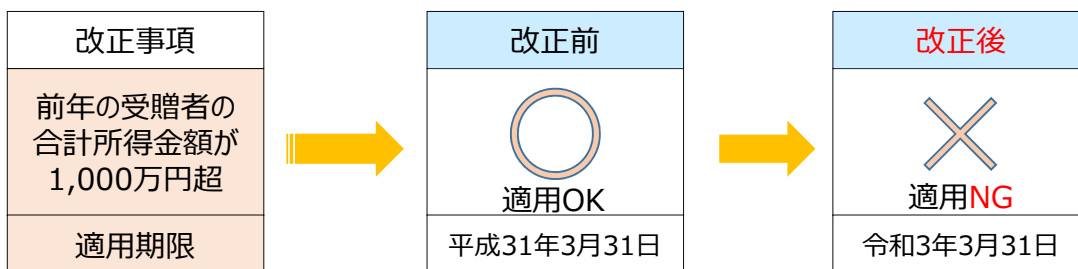


教育資金や結婚・子育ての一括贈与の非課税制度については、受贈者の所得要件の新設、教育資金の範囲の見直し、年齢要件の緩和などの改正が行われました。

●改正概要●

①受贈者の所得要件の設定(教育資金、結婚・子育て一括贈与) **増税**

今回の改正により受贈者に対する所得要件が、新たに追加されました。



②教育資金の範囲の見直し(教育資金一括贈与) **増税**

23歳以上の者に支払われる教育資金の範囲が限定され、これまで非課税の対象であった趣味の習い事について以下の通り対象外となりました。

	適用対象になるもの	適用対象にならないもの
23歳以上の者に支払われる教育資金	①学校等に支払われる費用 ②学校等に関連する費用(留学渡航費等) ③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの	①教育に関する役務提供の対価 ②スポーツ・文化・芸術に関する活動等に係る指導の対価 ③上記①、②の役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の使用料

③年齢要件の緩和 **減税**

教育資金贈与を受けたものの、使い切れなかった金額が残っていた場合の贈与税の課税について以下の通り改正されました。

《現行》30歳の時点で贈与税が課税
 ⇒《改正後》在学等している場合は40歳まで贈与税は課税されない

平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用開始

POINT



贈与者に相続が発生した場合、相続発生3年以内に行われた贈与のうち相続開始時におけるその残高は相続財産に加算されるので注意が必要です。(受贈者が在学中等の一定の場合を除く)